新三重県小中学校旅費システムの設計構築及び運用保守業務に関する情報提供依頼(RFI)

新三重県小中学校旅費システムとは、県内の公立小中学校等の職員が出張又は赴任等を行うときに、「職員等の旅費に関する条例」の規定に従い旅行命令書の作成及び旅費の精算を行う情報システム(以下「新旅費システム」という)であり、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的としています。

現行の旅費システムは、平成 18 年度に運用を開始し、ハードウェアの更新を行いながら継続利用しています。旅費システムは、閉域網を使用した構成であるため、安全性は高いものの、専用パソコンが各校1~2台と少ないことや、校務支援システムの勤怠管理簿やグループウェアのスケジュール等とのデータ連携ができないことによる非効率な運用が課題になっています。また、紙伝票を前提とした情報システムであるため、ペーパーレス化や電子決裁導入の要望もあります。

三重県教育委員会は、課題に対応すべく、利用者の要望、現行業務の把握、課題整理を行い、新しい旅費システムへ移行するため、三重県小中学校旅費システムの設計、構築、運用及び保守に関する業務委託(以下「本業務」という。)の実施を計画しています。そこで、本情報提供依頼(RFI)は、本業務の予定価格を算定するための基礎資料として、見積資料の収集を目的とします。

つきましては、別添の参考資料を確認の上、提案書及び見積書を提出にご協力をお願い申し 上げます。

記

1 情報提供内容について

(1) 見積書

様式は自由ですが、導入に係る各業務の明細(工数、単価)が分かるように作成してください。

(2) 提案書

仕様の改善点、仕様書に記載のない項目または事例等がありましたら、ご提案をお願いします。提案書は、貴社の任意様式とし枚数の指定はありません。ただし、印刷時の用紙サイズはA4またはA3とします。

(3) 質問及びヒアリング

県の仕様書について内容に質問がある場合、書面または対面で質疑応答を行います。 書面の場合は下記の本件対応窓口の連絡先まで電子メールで質問内容を送ってください。 対面での質疑応答の場合は別途日程を調整しますので、希望日時等を本件窓口までご連 絡ください。なお、オンライン会議も可とします。

- 2 情報提供資料の提出方法について
 - (1) 提出期限 令和4年11月8日(火)17時まで

期限延長を希望される場合はその旨連絡ください。

- (2) 提出先 三重県教育委員会事務局 教育総務課 教育 ICT 化推進班
- (3) 提出方法 持参、メール、または郵送

[注意] 本県のメールシステムは、1通あたり25Mバイト(エンコード前)まで受信可能です。また、スパムメール等に自動判定された場合には、受信メールを開封できないため修正と再送をお願いすることがあります。

(4) 提出物 見積書(必須)、提案書(任意)を提出してください。

提出物の形態は、電子媒体1式とします。

3 注意事項

- (1) この情報提供依頼は、本業務の方向性を検討するための手段であって、契約を前提としたものではありませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 提案書の作成にあたって、既存資料やパンフレット等を活用いただいて構いません。
- (3) 提案書についてご説明をいただける場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
- (4) ご提供していただいた情報については、当組織内で使用するものであり、提案者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。(提案書全てを非開示とする必要がある場合についても、その旨を記載してください)
- (5) 本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は各提案者の御負担でお願いいたします。
- (6) ご提供していただいた情報・資料につきましては、返却致しません。
- (7) ご提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。
- (8) 本件にかかる県からの全ての情報については、第三者に対して開示または漏洩しないようお願いします。

4 本件対応窓口

三重県教育委員会事務局 教育総務課 教育 ICT 化推進班 担当:水谷

住所: 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話:059-224-3008

電子メール: mejoho@pref.mie.lg.jp

※ 本件にかかる質問、問い合わせについては、原則電子メールにてお願いします。